

**「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」  
による相談活動の実施状況等について  
(平成 27 年度)**

**熊本県**

## はじめに

熊本県では、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指して、平成23年7月1日に「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」を制定し、平成24年4月1日から全面施行しました。

この報告書は、平成27年度の相談活動実績等を取りまとめたものです。相談員に寄せられた相談内容と対応結果を整理し、障がいのある人を取りまく様々な障壁や、不利益取扱い・合理的配慮の実態、条例の課題等についてまとめています。

また、平成27年度は条例に規定する施行後3年を目途とした見直しを行ったことから、改正した条例のポイントなどについても記載しています（改正した条例の施行期日は平成28年4月1日）。

この年報を通じて、どのような行為が差別に当たるのか、そこにはどのような背景や問題があったのかを県民の皆さんに広く知っていただき、このような事例が今後起きないために、県民一人ひとりが何をすればよいかを考え、行動していただく契機になればと思っています。

障がいのある人の社会的障壁を取り除き、共生社会を実現するため、平成28年4月1日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。法では、障がいのある人への不当な差別的取扱いを禁止し、合理的配慮の提供を求めています。

法と条例の目的は同じであり、今後も引き続き、条例に基づき、障がいのある人への差別の解消、理解の促進を推進し、障がいのある人もない人も安心して暮らすことができる熊本の実現を目指して取り組んでいきます。

## 目 次

<b>1 条例の仕組み</b> -----	<b>1</b>
(1) 「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」	
(2) 虐待の禁止	
(3) 相談の仕組み	
(4) 事案解決の仕組み	
(5) 理解促進への取組み	
<b>2 相談活動の実施状況</b> -----	<b>2</b>
(1) 相談体制 -----	(2)
(2) 相談件数 -----	(3)
ア 相談分野別件数	
イ 障がい種別ごとの相談件数	
ウ 障がい種別と相談分野との関係	
エ 障がい保健福祉圏域別相談件数	
オ 相談者別相談件数	
カ 相談方法別件数	
キ 他の機関との連携の状況	
ク 相談への対応状況	
ケ 対応内容と相談分野	
コ 対応回数	
(3) 相談事例 -----	(19)
ア 不利益取扱いに関する相談事例	
イ 合理的な配慮に関する相談事例	
ウ その他の相談事例	
(4) 相談活動のまとめ -----	(28)
<b>3 事案解決の状況（調整委員会）</b> -----	<b>29</b>
<b>4 普及・啓発活動の実施状況</b> -----	<b>29</b>
<b>5 今後の課題</b> -----	<b>30</b>
(1) 条例の周知・啓発について	
(2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について	
(3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について	
(4) 特定相談外の対応について	
<b>6 4年間の相談状況</b> -----	<b>32</b>
<b>7 施行後3年を目途とした条例の見直し</b> -----	<b>35</b>
<b>&lt;資料編&gt;</b> -----	<b>37</b>
・障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例	
・熊本県障害者の相談に関する調整委員会委員名簿	

※この年報では、「障害のある人もない人も共に生きるくまもとづくり条例」を「条例」と表記しています。

## 1 条例の仕組み

この条例は、障がいのある人に対する不利益な取扱いを禁止することなどにより、全ての県民が互いに支え合い、障がいの有無にかかわらず安心して暮らすことができる共生社会（共に生きる熊本）の実現を目指すものです。

条例の主な特徴は、次のとおりです。

### (1) 「不利益取扱いの禁止」と「合理的配慮」

条例では、障がいを理由とする不利益な取扱いを8つの分野にわたって具体的に規定し、これを禁止しています。(条例第8条)

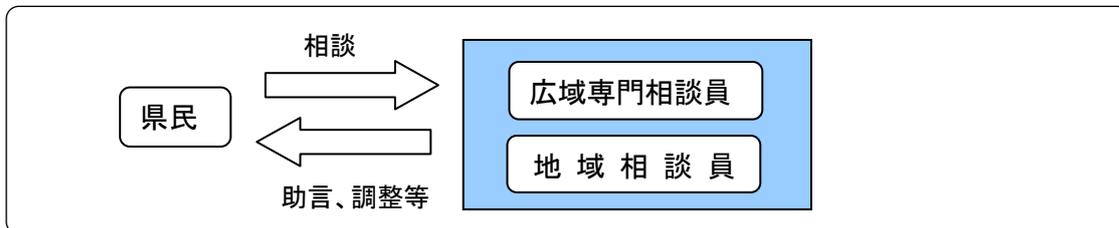
また、障がい者が日常生活や社会生活で受けている様々な制限や制約（社会的障壁）を除去するために、必要かつ合理的な配慮（「合理的配慮」）が行われなければならないと規定しています。(条例第9条)

### (2) 虐待の禁止

何人も、障がい者に対し虐待（身体的虐待、心理的虐待、性的虐待、放棄・放任又は経済的虐待）をしてはならないと定めています。(条例第10条)

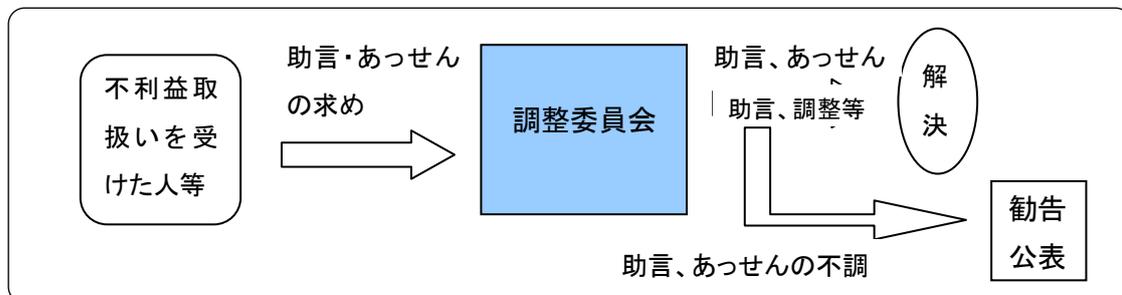
### (3) 相談の仕組み

「不利益取扱い」、「合理的配慮」又は「虐待」に関する相談体制として、「地域相談員」と「広域専門相談員」を設けています。(条例第11条)



### (4) 事案解決の仕組み

「不利益取扱い」に関する相談については、相談員による解決が困難な場合、事案解決の仕組みとして、第三者の委員からなる「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」を設け、助言やあっせんを行うこととしています。(条例第16条)



### (5) 理解促進への取組み

県は、障がい者に対する誤解や偏見をなくし、理解を深めるための啓発活動を進めていくと定めています。(条例第21条)

## 2 相談活動の実施状況

### (1) 相談体制

条例に基づき、県障がい者支援課に広域専門相談員を4人、各地域に地域相談員を166人配置しています。(平成28年3月31日時点)

広域専門相談員は、障がい者支援課に設置した専用の電話やメールで相談を受け付け、地域相談員と連携を図りながら、事案の解決に努めています。

地域相談員は、各市町村が委嘱している身体障害者相談員及び知的障害者相談員並びに精神障がいに関する相談員として地域活動支援センターに勤務する精神保健福祉士等がその役割を担っています。相談を受けた地域相談員は、広域専門相談員と連携して、事案の解決を図っています。

(表 1-1) 地域相談員の内訳

	人数
身体障害者相談員	106
知的障害者相談員	45
精神障がいに関する相談員	15
計	166

※ 身体障害者相談員・知的障害者相談員

福祉の推進に熱意・識見のある地域の方が、市町村長から委託を受けて、身体障がい者又は知的障がい者、その家族の方からの相談に応じる制度です。

(身体障害者福祉法第12条の3、知的障害者福祉法第15条の2)

(表 1-2) 圏域ごとの地域相談員数

圏域	合計	(身体)	(知的)	(精神)
熊本	32	19	8	5
宇城	14	10	3	1
玉名	24	16	7	1
鹿本	4	1	2	1
菊池	12	7	4	1
阿蘇	15	9	5	1
上益城	14	9	4	1
八代	18	12	5	1
芦北	6	4	1	1
球磨	18	13	4	1
天草	9	6	2	1
計	166	106	45	15

(単位：人)

## (2) 相談件数

### ア 相談分野別件数

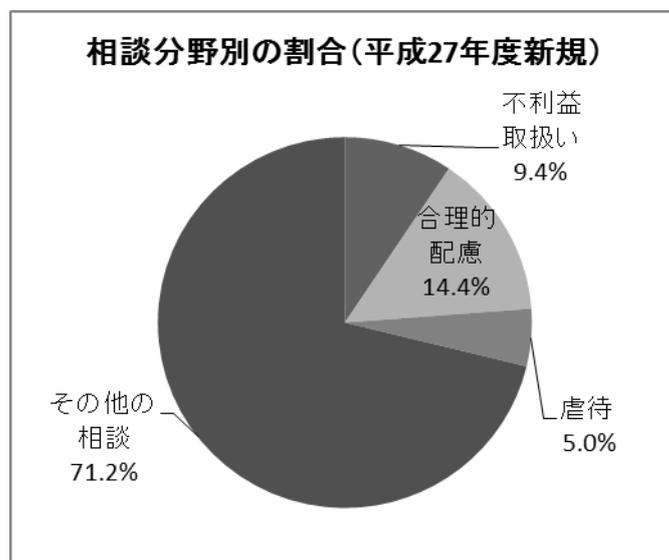
平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに寄せられた新規の相談件数は 160 件で、その内訳は、不利益取扱いに関する相談が 15 件、合理的配慮に関する相談が 23 件、虐待に関する相談が 8 件、その他の相談が 114 件でした。

また、対応回数は 898 回で、1 件当たり平均 5.6 回の対応を行っています。

(表 2) 相談件数

	件数(対応回数)		件数の割合(%)
	終結件数	継続件数	
不利益取扱い	15(138)	2	9.4
合理的配慮	23(191)	1	14.4
虐待	8(17)	0	5.0
その他の相談	114(552)	2	71.2
計	160(898)	5	100.0

※ 条例で規定している相談は、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談であるため、これ以外の相談を「その他の相談」に分類しています。



なお、上記 160 件のほかに、過年度から継続して行われている相談件数が 18 件あり、その対応回数は 784 回に及びました。

これらは、相談時期が平成 26 年度末であったため平成 27 年度に対応が繰り越したもの、事案の内容から調整に時間を要したものなどですが、中には、日々の生活相談や条例による解決が難しい相談であるために、継続的に傾聴中心の対応を行っているものもあります。

- 平成 27 年度における「不利益取扱い」に関する相談（15 件）を条例で定める 8 分野に整理すると、（表 3）のとおりです。

「商品販売・サービス提供」と「労働者の雇用」が 4 件ずつ、「福祉サービス」が 3 件、「建物等・公共交通機関の利用」、「不動産の取引」が 2 件ずつでした。

（表 3）不利益取扱いの内訳

	件数	割合(%)
福祉サービス	3	20.0
医 療	0	0.0
商品販売・サービス提供	4	26.7
労働者の雇用	4	26.7
教 育	0	0.0
建物等・公共交通機関の利用	2	13.3
不動産の取引	2	13.3
情報の提供など	0	0.0
計	15	100.0

- 「合理的配慮」に関する相談（23 件）を性質別に 3 つに分類してみたものが、（表 4）です。

「人に関するもの」には、商業施設や医療機関などを利用した際の職員の対応などが、「ルールに関するもの」には、何らかの制度を利用する際の手続きに関するものなどがありました。

また、「物に関するもの」には、交通機関の利用に関するものがありました。

（表 4）合理的配慮の内訳

	件数	割合(%)
人に関するもの(窓口対応など)	16	69.6
ルールに関するもの(制度や慣行など)	6	26.1
物に関するもの(建物の構造など)	1	4.3
計	23	100.0

- 「虐待」に関する相談（8件）を内容別に整理すると、心理的虐待に関するものが5件と最も多く、放棄・放任が2件、身体的虐待に関するもの1件でした。

条例の虐待相談は、障害者虐待防止法の対象外の事案を対象としており、具体的には、教育機関や医療機関における事案のほか、相談内容が不明瞭で具体的な対応ができないものなどがあります。

なお、件数には、相談受理後に障害者虐待防止法による対応へ移行したものの、既に関係機関で虐待の対応が行われていたものも含まれています。

(表5)虐待の内訳

	件数	割合(%)
身体的虐待	1	12.5
心理的虐待	5	62.5
放棄・放任	2	25.0
性的虐待	0	0
経済的虐待	0	0
計	8	100.0

- 「その他の相談」を内容別に整理すると、「その他生活に関する内容」が42件と最も多くなっていますが、その内容は様々で、金銭的な不安や人間関係に関するもの、職場での対応への不満などがあります。

また、「個別の施設等への意見・要望」が33件と次いで多くなっており、内容を見ると、就労継続支援事業所などの障がい福祉関係の事業所に対する相談が多くなっています。

(表6)その他の相談の内訳

	件数	割合(%)
友人や近所とのトラブルに関する相談	4	3.5
各種手続についての問合せ	21	18.4
個別の施設等への意見・要望	33	28.9
障がいの定義や特性等についての質問	6	5.3
障がい者への適切な対応の方法に関する問合せ	5	4.4
条例や障がいについての啓発の要望	3	2.6
その他生活に関する内容	42	36.9
計	114	100.0

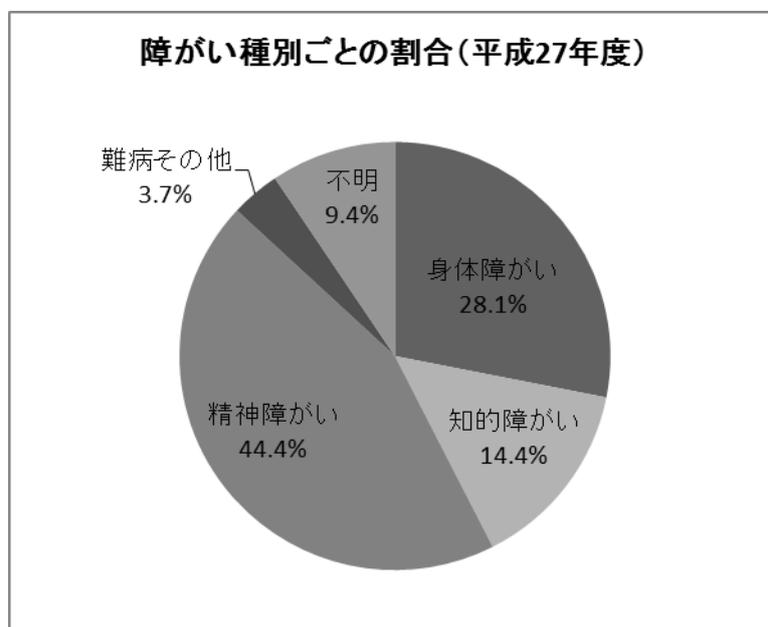
## イ 障がい種別ごとの相談件数

相談件数を障がいの種別で分類すると、精神障がいの区分が 71 件（44.4%）と最も多くなっています。

（表 7）障がい種別ごとの相談件数

		件数	割合 (%)
身体障がい	視覚障がい	12	7.5
	聴覚障がい	6	3.7
	言語等障がい	0	0.0
	肢体不自由	18	11.3
	内部障がい	7	4.4
	不 明	2	1.2
	計	45	28.1
知的障がい		23	14.4
精神障がい		71	44.4
そ の 他		6	3.7
不 明		15	9.4
計		160	100.0

※重複障がいのある人については、主たる障がいの区分で計上しています。



## ウ 障がい種別と相談分野との関係

障がい種別から相談分野を見ると、いずれの障がい種別でも「その他の相談」が最も多くなっています。中でも精神障がいのある人からの「その他の相談」が54件と最も多くなっています。

(表 8)障がい種別と相談分野

		不利益取扱い	合理的配慮	虐待	その他の相談	合計
身体障がい	視覚障がい	1	4		7	12
	聴覚障がい	1	1		4	6
	言語等障がい					
	肢体不自由	3	3		12	18
	内部障がい		1		6	7
	不明		2			2
	計	5	11		29	45
知的障がい		1	3	4	15	23
精神障がい		5	8	4	54	71
その他		1	1		4	6
不明		3			12	15
計		15	23	8	114	160

(単位：件数)

- 「不利益取扱い」について詳しく見ると、身体障がいのある人と精神障がいのある人からの相談が5件ずつとなっています。また、分野別では「商品販売・サービス提供」及び「労働者の雇用」についての相談が複数上がっています。

(表 9) 不利益取扱いと障がい種別

		福祉サービス	医療	販売・サービス	雇用	教育	建物・公共交通	不動産	情報	合計
身体障がい	視覚障がい	1								1
	聴覚障がい	1								1
	言語等障がい									
	肢体不自由			1			2			3
	内部障がい									
	不明									
	計	2		1			2			5
知的障がい				1						1
精神障がい		1			3			1		5
その他					1					1
不明				2				1		3
計		3		4	4		2	2		15

(単位: 件数)

**【解説】**

条例では、「不利益取扱い」となる行為を次の8つの分野について具体的に掲げて禁止しています。

- ①福祉サービス ②医療 ③商品販売・サービス提供  
 ④労働者の雇用 ⑤教育 ⑥建物等・公共交通機関の利用  
 ⑦不動産の取引 ⑧情報の提供など

(条例第8条関係)

- 「合理的配慮」を詳しく見ると、身体障がいのある人からの相談が 11 件と最も多く、次に精神障がいのある人からの相談が 8 件となっています。領域別では「人に関するもの」が 16 件で最も多い件数となっています。

(表 10)合理的配慮と障がい種別

		人に関するもの	ルールに関するもの	物に関するもの	合計
身体障がい	視覚障がい	1	2	1	4
	聴覚障がい	1			1
	言語等障がい				
	肢体不自由	3			3
	内部障がい	1			1
	不明	1	1		2
	計	7	3	1	11
知的障がい			3		3
精神障がい		8			8
その他		1			1
不明					
計		16	6	1	23

(単位：件数)

**【解説】**

条例の「合理的配慮」については、「不利益取扱い」のように分野ごとの具体的な規定はしていません。

これは、実際にどのような「合理的配慮」が求められるかは、障がいのある人の障がいの種別や程度、配慮を求められる側の負担能力や経営状況などによって異なるため、それぞれのケースに応じて判断されることになるためです。

ここでは、条例の規定にはありませんが、①人に関するもの、②ルールに関するもの、③物に関するもので整理してみました。

(条例第9条関係)

- 「虐待」については、知的障がいと精神障がいの区分が4件ずつとなっています。精神障がいについては、4件全てが暴言を受ける等の心理的虐待に関するものであり、知的障がいについては放棄・放任に関するものが半数となっています。

(表 11)虐待と障がい種別

		身体的虐待	心理的虐待	放棄・放任	性的虐待	経済的虐待	合計
身体障がい	視覚障がい						
	聴覚障がい						
	言語等障がい						
	肢体不自由						
	内部障がい						
	不明						
	計						
知的障がい		1	1	2			4
精神障がい			4				4
その他							
不明							
計		1	5	2			8

(単位：件数)

**【解説】**

平成 24 年 10 月から「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成 23 年法律第 79 号)が施行されました。同法の「障害者虐待」は①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待の 3 つの類型が対象となっていますので、これらに該当しない障害者に対する虐待について、条例による対応を行っています。

(条例第 10 条関係)

- 「その他の相談」については、精神障がいのある人からの相談が半数を占めています。

相談内容は、「その他生活に関する相談」（42件）が最も多く、以下「施設への意見等」、「各種手続の問合せ」の順に続いています。

（表 12）その他の相談と障がい種別

		友人・近所トラブル	各種手続の問合せ	施設への意見等	障がいに関する質問	障がい者への対応	啓発の要望	その他生活に関する相談	合計
身体障がい	視覚障がい			3			1	3	7
	聴覚障がい		1					3	4
	言語等障がい								
	肢体不自由	1	3	4			1	3	12
	内部障がい		1	2		1		2	6
	不明								
	計	1	5	9		1	2	11	29
知的障がい		1	4	4				6	15
精神障がい		2	9	16	4	4	1	18	54
その他			2	1				1	4
不明			1	3	2			6	12
計		4	21	33	6	5	3	42	114

（単位：件数）

**【解説】**

条例では、「不利益取扱い」、「合理的配慮」又は「虐待」に関する相談ができると定めており、この3つに関する相談を「特定相談」と定義しています。

（条例第11条関係）

## エ 障がい保健福祉圏域別相談件数

障がい保健福祉圏域別の相談件数を見ると、全ての圏域から相談が寄せられており、熊本圏域が62件で最も多くなっています。

「不明等」には、県内で発生した事案について県外在住の方からなされた相談も含まれます。

(表 13) 圏域別相談件数

圏域	件数	割合(%)	圏域	件数	割合(%)
熊本	62	38.8	上益城	6	3.7
宇城	7	4.4	八代	11	6.9
玉名	9	5.6	芦北	2	1.2
鹿本	4	2.5	球磨	7	4.4
菊池	14	8.8	天草	9	5.6
阿蘇	2	1.2	不明等	27	16.9
			計	160	100.0

## オ 相談者別相談件数

相談が誰から行われたかという相談者別件数を見ると、「障がい者本人」からの相談が107件(66.9%)、「家族・親族」からが29件(18.1%)でした。

なお、地域相談員が相談を受け付け広域専門相談員につないだ事例は3件、広域専門相談員から地域相談員への連携を図った事例は2件でした。

(表 14) 相談者別の件数

	件数	割合(%)
障がい者本人	107	66.9
家族・親族	29	18.1
関係者(利用している施設の職員など)	17	10.6
友人・知人	4	2.5
上記以外の方(一般の県民の方など)	2	1.3
不明	1	0.6
計	160	100.0

相談者を障がい種別に見ると、身体障がいのある人・精神障がいのある人は、いずれも7割以上が本人からの直接の相談となっていますが、知的障がいのある人については本人から直接相談があった事例は4割強で、家族・親族又は関係者からの相談が多くなっています。これは、周囲の人が本人の訴えや本人の置かれている状況から問題に気付き、相談に至っているためと思われます。

(表 15) 主たる障がい種別と相談者との関係

		障がい者本人	家族・親族	関係者	友人・知人	その他	合計
身体障がい	視覚障がい	9	1	2			12
	聴覚障がい	5		1			6
	言語等障がい						
	肢体不自由	15	2			1	18
	内部障がい	4	3				7
	不明		1	1			2
	計	33	7	4		1	45
知的障がい		10	7	6			23
精神障がい		50	12	5	4		71
その他		6					6
不明		8	3	2		2	15
計		107	29	17	4	3	160

(単位：人)

## カ 相談方法別件数

相談方法を見ると、9割弱が電話による相談となっていますが、来庁による面談や電子メールによる相談もあります。「その他」には担当者が別件で訪問した先での相談が含まれます。

相談受付後は、必要に応じて電話・メール・面談等により助言等を行っています。

(表 16) 相談方法

	件数	割合(%)
電 話	138	86.3
面 接	6	3.8
電子メール	13	8.1
ファクシミリ	1	0.6
その他	2	1.2
計	160	100.0

## キ 他の機関との連携の状況

相談の約2割は、事案の解決のために他の機関等と何らかの連携を取りました。

(表 17)他の機関との連携の有無

	件数	割合(%)
連携あり	32	20.0
連携なし	128	80.0
計	160	100.0

具体的な連携先は、(表 18)のとおりです。

「県の他部局」及び「市町村」を合わせると22件と約半数となっています。

これは、助言や指導の権限を有する行政機関があった場合に、これらの部局と連携を図りながら対応したためです。

なお、「その他」には、精神保健福祉センター、女性相談センター(婦人相談所)、消費生活センター・多重債務者支援団体等が含まれています。

(表 18)連携があった場合の連携先(重複あり)

	件数
地域相談員	8
県の他部局	14
市町村	8
医療機関	3
ハローワーク・労働局	2
相談支援事業所	4
福祉関係団体(当事者団体等)	1
その他	6
計	46

## ク 相談への対応状況

具体的な対応状況を見ると、広域専門相談員が実際に「相手方との調整等を実施」した事案は31件（19.4%）でした。

「権限を有する機関等へ対応を依頼」、「関係機関や相談窓口の紹介」、「情報提供・資料送付」といった、相談者へ情報提供を行った事案は39件（24.4%）と、全体の約4分の1を占めており、適切な相談窓口等の情報が周知されていない面もあるようです。

また、相談内容が明確でなかったり、具体的な対応が求められなかったりしたことから、「傾聴を主体とした対応」を取った事案も42件（26.2%）ありました。

「その他」は、特定相談にて対応後、障害者虐待防止法の適用がなされ、法による対応に移行した事案です。

なお、調整委員会への助言・あっせんの申立てはありませんでした。

(表 19) 相談に対する対応の状況

	件数	割合(%)
相手方との調整等を実施	31	19.4
権限を有する機関等へ対応を依頼	3	1.9
関係先への啓発活動の実施	6	3.7
関係機関や相談窓口の紹介	24	15.0
相談者への助言	39	24.4
情報提供・資料送付	12	7.5
傾聴を主体とした対応	42	26.2
調整委員会への申立て	0	0
その他	3	1.9
計	160	100.0

## ケ 対応内容と相談分野

「合理的配慮」については個別の状況に即した判断や対応が求められるため、調整の必要性が相対的に高くなっています。また、「その他の相談」についても、内容によっては相手方に事実の確認を行うなどの調整を行っています。

「相談窓口等の紹介」、「助言」は、相談類型に関わらず、幅広い範囲で実施しています。

「傾聴主体」の対応は、「施設への意見等」が最も多くなっていますが、特定相談についても、相談者が具体的な調整を望まない場合などは、傾聴により終結しています。

(表 20) 対応内容と相談分野との関係

	特定相談(46件)			その他の相談(114件)							合 計	割 合(%)
	不利益取扱い	合理的配慮	虐待	友人・近所トラブル	手続の問合せ	施設への意見等	障がいに関する質問	障がい者への対応	啓発の要望	その他生活に関する相談		
相手方との調整等	5	11		1	1	8				5	31	19.4
関係機関等へ対応依頼					1	1				1	3	1.9
啓発活動の実施	3	3									6	3.7
相談窓口等の紹介					10	3	2	1		8	24	15.0
助言	2	6	4	1	5	4	1	2	1	13	39	24.4
情報提供・資料送付	3				1	1	3			4	12	7.5
傾聴主体	2	3	1	2	3	16		2	2	11	42	26.2
調整委員会への申立て											0	0
その他			3								3	1.9
計	15	23	8	4	21	33	6	5	3	42	160	100.0

## コ 対応回数

延べ対応回数は、平均すると1件当たり5.6回の対応回数となっていますが、74件(46.3%)が1回の相談対応で終結しており、9割弱(87.6%)の事案が10回以内の対応で終結しています。

一方、長期にわたって継続的に相談される方もおられるため、本年度は対応回数が50回を超える事案が2件ありました。

(表 21)対応回数

	特定相談(46件)			その他の相談(114件)							合計	割合(%)
	不利益取扱い	合理的配慮	虐待	友人・近所トラブル	手続きの問合せ	施設への意見等	障がいに関する質問	障がい者への対応	啓発の要望	その他生活に関する質問		
1回	3	3	4	2	16	15	5	3	1	22	74	46.3
2～10回	7	12	4	1	5	15	1	2	2	17	66	41.3
11～20回	4	7				3				1	15	9.4
21～30回		1									1	0.6
31～40回	1										1	0.6
41～50回				1							1	0.6
51～100回										1	1	0.6
101回～										1	1	0.6
計	15	23	8	4	21	33	6	5	3	42	160	100

(単位：件数)

対応回数と対応内容との関係を見ると、「相談窓口等の紹介」、「傾聴主体」は1回で終結となる場合が多くなっています。

相談員が具体的な調整等を行った場合は、当然ながら対応回数が多くなります。対応回数が多かった事案のうち、「助言」「傾聴」については、事案の特性上、支援者や関係機関との細やかな連絡・調整が求められたものです。

(表 22) 対応回数と対応内容

	相手方との調整等	関係機関等へ対応依頼	啓発活動の実施	相談窓口等の紹介	助言	情報提供・資料送付	傾聴主体	調整委員会	その他	合計	割合(%)
1回	2			16	20	6	29		1	74	46.3
2～10回	14	3	5	8	18	6	10		2	66	41.3
11～20回	12		1				2			15	9.4
21～30回	1									1	0.6
31～40回	1									1	0.6
41～50回	1									1	0.6
51～100回					1					1	0.6
101回～							1			1	0.6
計	31	3	6	24	39	12	42		3	160	100.0

(単位：件数)

### (3) 相談事例

以下では、寄せられた相談のうち、分野ごとに主なものについて、その内容、終結に至るまでの経緯を記載しています。

また、対応に当たった広域専門相談員の一言も添えています。

#### ア 不利益取扱いに関する相談事例

##### (ア) 福祉サービス分野の例

事 例	障がいのある子どもが、保育園から預かり時間の制限を受けているという相談
相談者	障がいのある子どもの保護者
相談内容	フルタイムで就労しているが、子どもが保育園入園後、発作を起こすようになり、園から預かり時間を短縮された。 最初から入園を断ってきた保育園もある。園も努力してくれているが、予算面などの制約で、障がいのある子どもを十分保育できない環境だと思う。安心して子どもを預け、仕事ができる社会をつくってほしい。
対応	相談者の意向を確認したところ「人員配置が手厚くなれば、わが子も預かり時間を短縮されることなく預かってもらえるのではないかと考え、政策に対する意見を寄せた」とのことであった。また、参考資料として条例パンフレットの送付を希望された。
結果	まず、庁内の担当課に意見をつなぎ、参考として紹介された該当市町村の施策提言受付サイトを相談者に伝達。 加えて、資料として、条例パンフレット、専門医及び認定研修病院の一覧、当事者団体の案内等を相談者宛てに送付した。

##### 【広域専門相談員から】

相談者も、現在の子どもの体調や保育園の体制では預かり時間を制限せざるを得ないことは十分理解しておられました。その上で「保護者が安心して働けるよう、保育環境を更に充実させてほしい」との意見を寄せられたものです。

「子どもの預け先が見つからない」「フルタイムで働く中、必要な時間分の保育が受けられない」といった状況は、障がいのある子どもを持つ保護者の就労における大きな障壁となり、家庭全体の貧困化を招きかねません。また、障がいのある子どもやその家族の社会参加の機会を奪い、当事者や家族が社会から孤立する状況を引き起こしかねません。相談者が言われたように「誰もが安心して子どもを預け、仕事ができる社会」に向けた、社会全体の取組みが求められていると言えます。

(イ) 商品販売・サービス提供分野の例

事 例	知的障がいのある人がレンタルショップの会員証を作ろうとしたが断られたという相談
相談者	当事者が利用している障がい福祉サービス事業所
相 談 内 容	知的障がいのある人が、会員証を作るために事業所の支援員と共にレンタルショップへ行った。しかし、会員規約への同意について本人の意思確認ができないという理由で、会員証は作れないと言われた。障がいがあっても成人であり、自分の会員証を作って、自分でDVDを借りられるようにしてほしい。
対 応	広域専門相談員がレンタルショップを訪問、状況を確認した。店長は、「本人は意思表示ができない」と支援員が話したため、そのような人がDVDを借りたいと思うのか疑問に思い、また、障がいのある人をだまして会員証を悪用する例もあるため、契約を断ったとのことであった。 そこで、相談員から店長に対し、当事者に対しては簡単な言い方で伝える等の工夫があることや、会員証の作成とDVDを借りることが結びつかないことがあるため支援が必要であることなど、当事者の障がい特性とその対応について説明した。
結 果	当事者が何らかの方法で、「DVDを借りたい」という意思表示（支援者が間に入っの返事や、うなずき等）ができれば、会員証を作成できることとなった。

【広域専門相談員から】

障がいのある人が社会参加するためには、当事者について周囲が正確に理解し、当事者に合わせた支援方法を検討していくことが大切です。「意思表示」についても、どの程度までであれば意思表示できるのか、また、どのような方法を用いればできるようになるのか等、丁寧に説明することで、当事者ができることが増えていくのではないのでしょうか。

併せて、当事者が不利益を被ることがないよう、権利擁護の視点から配慮することも重要です。要望をかなえることが本当に当事者のためになるのかということについても、当事者の理解度に応じて考えていく必要があります。

(ウ) 労働者の雇用分野の例

事 例	持病で発作のある人が就職内定を取り消されたという相談
相談者	当事者団体の相談員
相 談 内 容	複数の当事者から「試用期間中に職場で持病の発作を起こしたところ、就職内定を取り消された」との相談を受けた。症状が安定し、年に1、2回程度しか発作を起こさない人が、就労の機会を閉ざされている。不利益取扱いに当たるのではと思い連絡した。

対 応	相談者に詳細を確認したところ、いずれの事例においても、「車両の運転」「身体の不自由な人を支える」等の業務内容を含んでおり、就労中に発作を起こすと、当事者や周囲の人の生命や身体に危険を及ぼす可能性があることがわかった。
結 果	いずれの事案においても内定取消しには合理的理由があるため、条例における不利益取扱いには当たらないことを相談者に伝えた。また、この当事者団体では、条例について会員に周知されていなかったため、会報送付時の条例パンフレットの同封について依頼し、会員への周知を行った。

【広域専門相談員から】

条例では、「生命や身体の保護の必要性」などの合理的な理由がある場合は不利益取扱いには当たらないとしています。この事案は、就労中に発作を起こした場合、当事者や周囲の人の安全を確保できないおそれがあったことから、不利益取扱いには当たらないと判断されました。

また、会員である障がい当事者一人一人への条例周知についても不足している現状がわかりました。今後も当事者団体と連携しながら、条例の周知に向けた取組みを進めたいと思います。

(エ) 建物等・公共交通機関の利用分野の例

事 例	バスから乗車拒否をされたという相談
相談者	電動車いすを利用している人
相 談 内 容	スロープバスに乗るため、バス停の運転手から見える所で時刻表どおりに待っていた。バスが来たので手を挙げて知らせた。バスは停まったが、すぐに「出発します」と言った。まだドアが開いていたので大声で「乗ります」と言ったが、扉が閉まりバスは行ってしまった。 このような事態は初めてではない。これまでもバス会社に改善を依頼してきたのに変わらない。自分は仕事をしており、このようなことがあると仕事にも遅れるため、大変困る。
対 応	広域専門相談員がバス会社の営業所に行き、所長に相談内容を説明し、当日の状況確認をした。 所長が運転手に確認したところ「相談者がいることに気づかなかった」とのことだった。バス会社からは「結果的にお客さんが乗車できない事態を招き、申し訳なかった」と謝罪がなされた。

結 果	バス停で待っていることは乗車の意思表示であり、バス停停車時に運転手がマイクで乗車確認を行うなど、同様のことが生じないようにバス会社に周知徹底を依頼した。 また、条例や障がい特性についてのパンフレット等をバス会社に提供し、運転手等への理解啓発について依頼した。
-----	--

【広域専門相談員から】

本事案は、バス停で待っているお客さんへの乗車意思確認が不十分であったものであり、通常であれば起こりえないケースだと思われます。

障がいのある人の中には、運転手の声が聞こえにくい人や意思表示ができていない人もいます。障がい特性などを理解した上で、利用者に対してより丁寧な対応が望まれます。

(オ) 不動産の取引分野の例

事 例	精神障がいのある人が、アパートの入居を断られたという相談
相談者	精神障がいのある人
相 談 内 容	父親が保証人になり、賃貸住宅を借りることにした。不動産業者に行って物件を決め、審査を通過すれば契約することになっていたが、「大家さんから、精神障がいのある人は断ると言われた」と連絡があった。自分は、以前は不安定な部分もあったが今では医療や支援により安定し、A型事業所で就労できるまでに回復している。このままでは、障がいがあって家を借りたいと思う人がまた差別されると思うので、啓発してほしい。
対 応	広域専門相談員が不動産会社に出向き状況確認を行った。不動産業者はこの物件に関しては仲介業者で、他の事業者が管理会社であり物件のオーナーが精神障がい者の入居を拒否したものであった。条例の趣旨を伝え、また、平成28年4月から差別解消法も施行されることから、オーナーを対象とした説明会等において障がいへの理解を促すよう依頼した。
結 果	当事者に結果報告を行った。相談者はしばらくは実家で過ごすことにしており、一人暮らしは考えていないとのことであった。

【広域専門相談員から】

本事案は、不動産仲介業者ではなく、個人のオーナーが入居を断ったものでした。物件を貸すかどうかの決定はオーナーの判断ですが、「障がいがある」というだけの理由で契約を断ることは不利益取扱いにあたります。障がいのない人が障がいのある人を理解し、個別に状況を適切に判断するために、障がいへの理解を促す啓発を続けていく必要があります。

## イ 合理的な配慮に関する相談事例

### (ア) 視覚障がいに関する相談事例

事 例	住宅ローンの連帯保証人になろうとしたが、自筆署名ができないことを理由に断られたという相談
相談者	視覚障がいのある人
相談内容	姉が金融機関の住宅ローンへ申し込んだ。自分が連帯保証人になるため、金融機関に署名の代筆を頼んだところ「代筆は認められない」とのことだった。インターネットで調べたら、全国の殆どの金融機関が代筆を認めている。どうして今回は認められないのか。
対応	広域専門相談員が金融機関に、代筆の対応について確認した。金融機関からは「預金の払出と融資の手続きに係る代筆対応は異なる。預金の払出は本人の意思確認による代筆でその行為は終了する。一方、融資は署名行為により長年の償還期間にわたる契約が成立するものであり、また、行員の異動や退職によって当時の経緯がわからなくなるおそれがあるため、行員による代筆を認めていない。そのため、代筆が必要な方自身に、親族等の信頼できる代筆者を連れてきていただいている」との回答があった。
結果	相談者に対し、金融機関側の説明を伝え、姉・本人・金融機関の担当者で協議を進めて欲しいと依頼した。

#### 【広域専門相談員から】

本県ではこれまで、預金の払出に係る代筆の相談はありましたが、融資時の代筆に関する相談はありませんでした。

本事案における金融機関側の説明は「後日のトラブルを避けるためにも、取引金額や契約期間によって行員の代筆の可否を判断している」とのことであり、金融庁の監督指針に反するものではありませんでした。また、同行した親族等による代筆は認める等、可能な範囲で合理的配慮を提供していると考えられました。そのため、相談者側と金融機関側で解決策を再度話し合ってくださいようお願いした次第です。

### (イ) 肢体不自由に関する相談事例

事 例	路上でタクシーが停まってくれず、乗り場まで移動するのが大変だという相談
相談者	当事者団体の会員
相談内容	ある通りでは路上でタクシーが停まってくれず、乗り場まで行かなくてはならない。移動が大変で、障がいのある人は困っている。

対 応	<p>広域専門相談員が、タクシー協会に状況を確認した上で、関係者と協議した。</p> <p>相談のあった通りではあらかじめ乗り場が設定してあり、「所定の時間帯においては、タクシー乗り場の先頭から5台目までのタクシーに乗車する」ルールになっているが、障がいのある人は、乗り場に並んでいるタクシーであればどれにでも乗車してよいこととなっていた。</p> <p>しかし、車いすを常用している人などは、タクシー乗り場まで移動するのに支障があるため、配慮がなされたシステムに変更できないか、関係者で協議した。</p>
結 果	<p>タクシー協会の担当委員会で報告をした上で、協会が公安委員会や所轄の警察署などと、具体的な協議をすることになった。</p>

【広域専門相談員から】

このエリアで常態化していた夜間の交通混雑等を解消するために、このタクシーの乗車ルールが導入されました。これにより環境は改善され、交通渋滞等もなくなり、市民生活は向上したと思われます。

一方、特に車いすを利用している人の立場に立ってこの制度を考えると、雨天時等の指定乗降場所までの移動や特定のタクシー運転手を固定して利用している人の場合には課題が見えてきます。新たなサービスや制度を導入するときに、多方面からの意見を把握することは当然ですが、その中でも直接影響する少数者である人の意見をどのように生かし、反映させるかということも大切であることを再認識したケースです。

(ウ) 身体障がいに関する相談事例

事 例	病院の職員から配慮に欠ける対応をされたという相談
相談者	身体障がいのある人の家族（子）
相 談 容	<p>高齢で身体障がいのある親が、かかりつけの医院を受診した。受付後、待合室で待っていたところ、職員から「身体障害者手帳を出してください」と言われた。待合室に多くの患者がいる中、周囲に聞こえるような声で言われ、嫌な思いをした。</p> <p>病院へ電話して苦情を伝えたが、対応した職員は「すみません」「主治医に伝えます」と言うだけだった。後日転院希望を伝えたが、最後まできちんとした謝罪はなかった。病院の対応に納得できない。</p>
対 応	広域専門相談員が医療機関を訪問し、院長、主治医等と会って当日の状況確認を行った。

結 果	当日の対応について「不適切なことがあった」と、院長から患者に対する謝罪の言葉があった。また、医療に関する個人情報等に関しては「主治医が診察室でお尋ねする」など、適切な対応を行うよう院内で周知徹底したとの報告を受けた。
-----	--

【広域専門相談員から】

医療機関の受付窓口では、プライベートなことを尋ねられる状況がありますが、内容によっては配慮が必要です。このため、医療機関の対応方針に基づき、個人情報等に配慮した対応が重要になります。

今回のケースも、受付ではなく診察室にて主治医が確認していれば、当事者や家族に嫌な思いをさせることは防げたと思われます。なお、配慮すべき内容は個々に異なることがあるため、相手の立場に立って臨機応変に対応することが望まれます。

(エ) 発達障がいに関する事例

事 例	相談窓口で不適切な対応をされたという相談
相談者	発達障がいのある人
相 談 内 容	発達障がい者であることを伝えた上で、ある相談機関へ相談を続けていたが、利用を断られてしまった。「あなたの（障がい）特性で、そういうこと（トラブル）になるんでしょうね」と言われる。相手に謝罪を求めるつもりはないが、相手方への状況確認と啓発をして欲しい。
対 応	広域専門相談員が相談機関へ出向き、状況確認を行った。相談機関側は発達障がいのある人に対応した経験がほとんどなく、相談者に対する望ましい対応のあり方に悩んでいるとのことであった。
結 果	広域専門相談員から、発達障がいの特性や望まれる合理的配慮の内容を具体的に説明し、相談機関側は理解を示された。相手方への状況確認・啓発実施後、相談者へ結果報告を行った。

【広域専門相談員から】

この相談機関は、発達障がいとは異なる特定の障がいを専門としており、専門以外の障がいについての知識は、ほとんどなかったようです。

自分の専門に限らず、様々な障がいの特性を幅広く理解し、合理的配慮を考慮した環境整備を行うことは、障がいのある人だけではなく、高齢者・子ども・妊娠中の人などを含め、誰もが暮らしやすい「ユニバーサル社会」の実現につながります。

## ウ その他の相談事例

### (ア) 精神障がいに関する事例①

事 例	B型事業所の職員の接遇が悪いという相談
相談者	精神障がいのある人
相 談 内 容	B型事業所を利用しているが、職員の対応が悪い。挨拶をしても反応がなく、他の利用者も職員のことを怖いと思っている。 これまでも相談支援事業所の相談員に事業所の改善を依頼したが、対応できないと言われた。どうにかできないか。 また、先日、県の障がい者支援課に電話し、県から指導できないか相談をした。しかし変わらず、対応が悪い。
対 応	障がい者支援課の担当者に確認したところ、既に当該事業所に電話しており、利用者からの相談内容を責任者に伝えた上で、改善するよう話をしたとのことだった。 相談者に対しては、身近な市や相談支援事業所に相談するようアドバイスしたが、相談者は気が進まない様子であった。そこで、広域専門相談員が間に入り、相談者、相談支援事業所相談員の三者で今後の対応についての話し合いを行った。
結 果	話し合いにより、これまでも相談支援事業所相談員等から様々な面で対応してもらっていたことを相談者が理解された。相談者の不安は解消され、相談者と相談支援事業所相談員との関係は良好な状況になり、相談者は安心して相談できるようになった。 その後、相談者がB型事業所に行くと、これまで無視されていた職員の対応が改善されていたとのことだった。

#### 【広域専門相談から】

事業所職員が利用者の特性を理解し、日常的な会話をしていれば利用者の状況が把握でき、利用者が悩むことにはならなかったと推測されます。

関係機関相談員との人間関係についても当事者の思いと微妙なずれがありましたが、当事者を含めた関係者間で十分に話し合うことで、関係改善につながった例です。

### (イ) 精神障がいに関する事例②

事 例	福祉関係の支援員の発言が配慮に欠けているとの相談
相談者	精神障がいのある人
相 談 内 容	事業所の支援員に電話したところ「毎日電話をかけてこないようにしては」と言われ、「もう相談しないで欲しい」と遠回しに言われたように感じた。相手方に相談内容を伝え、啓発をしてもらいたい。なお、啓発の際には、支援員に感謝しているという自分の思いも一緒に伝えて欲しい。

対 応	<p>広域専門相談員が支援員に状況確認をしたところ「“電話をもらっても医学的な相談には対応できない。病院と直接話し合ったい”という意味だったが、こちらとしても言い過ぎたと思っている」とのことであった。</p> <p>支援員の思いを相談者に伝えたところ「直接自分に電話をくれるよう支援員に伝えて欲しい」とのことだったので支援員に再度連絡し、相談者の意向を伝えた。支援員からは「毎日電話をかけてもらえるので、電話代がかさむことを心配している」との話があった。</p>
結 果	<p>「本人の意向を支援員に伝えた」「電話代のことを支援員は心配していた」ことを相談者へ報告したところ、相談者も支援員の思いに理解を示された。</p>

【広域専門相談員から】

相手のことをおもんばかっての発言でも、言葉の真意について、発言者と受け取る側との間に解釈のずれや誤解が生じることがあります。

本事案では、広域専門相談員が障がい当事者と支援員との間に入り、双方の思いや意向を丁寧に確認していきました。それによって双方の真意がそれぞれ明らかになり、当事者・支援員の相互理解が進んだものと思われま。

(ウ) 県外の相談事例

事 例	<p>通学中の県外の専門学校が、合理的配慮を提供してくれないという相談</p>
相談者	<p>視覚障がいのある人</p>
相 談 容	<p>県外の専門学校に、県内の自宅から通学している。入学時は「障がいへの配慮はするので何かあったら申し出て欲しい」とのことだったが、途中から配慮がされなくなった。</p> <p>拡大鏡を使って筆記試験を受けているが「皆と同じでないといけない」「あなただけ特例は無理」などと言われ、試験時間延長が認められなかった。実技試験後には、担当教員から「あなたは目が見えないから無理でしょう」と言われた。学年末であり、学校側に申し入れたら、留年などの報復を受けるのではと不安に思う。学校に啓発をして欲しい。</p>
対 応	<p>県外での事案であり、条例の対象外であった。相談があった直後に障害者差別解消法が施行されることになっており、施行後は県外の事案であっても法に基づく対応が取れる状況だった。</p> <p>また、相談者の進級確定後に学校側へ接触することで、留年等のリスクは避けられると思われた。</p> <p>広域専門相談員と相談者で話し合った結果、上記のような理由から、4月以降に具体的な対応を行うことになった。</p>

結 果	障害者差別解消法施行後、相談者と連絡を取り、対応を進める予定である。
-----	------------------------------------

【広域専門相談員から】

県外で起きた事案は条例の対象外であるため、これまでは特定相談の活用が難しい状況にありました。しかし、平成 28 年 4 月の障害者差別解消法施行後は、県外の事案であっても、広域専門相談員による対応が可能になります。

障害者差別解消法においては、民間企業等における合理的配慮の提供を努力義務としています。また、同法を踏まえ、文部科学省が作成した「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」の対象には、私立の専門学校も含まれます。

今後、法の趣旨に基づき、各種学校における障がいのある学生への合理的配慮の提供が進められることでしょう。広域専門相談員としても、教育委員会等と連携しながら、学校・教育領域への啓発を更に進めていきたいと思えます。

**(4) 相談活動のまとめ**

条例施行後 4 年目となる平成 27 年度の新規相談件数は 160 件で、うち条例の対象となる相談（不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談）は 46 件（全体の 28.8%）でした。

この 46 件のうち約 9 割の 43 件（不利益取扱いが 13 件、合理的配慮が 22 件、虐待が 8 件）は、広域専門相談員・地域相談員の対応により年度内に終結しました。

不利益取扱いの相談の中には、相談者が相手方との調整を望まなかったために、具体的なあっせん・調整を行わないまま終結したものもあります。ただ、このような場合でも問題が解決されたわけではないため、相談員は、今後そのような問題が生じることがないように、県民の障がいへの理解を深めるためにどうすればよいかに留意しながら相談活動に取り組んでいます。この年報において代表的な事案を紹介しているのは、類似の事案が起きないように、多くの方に理解を深めていただくためでもあります。

今後も広域専門相談員・地域相談員が連携し、関係団体等とも協力しながら、相談・啓発活動に取り組んでいきます。

### 3 事案解決の状況（調整委員会）

不利益取扱いとされる事案に関する助言・あっせんを行う機関として、「熊本県障害者の相談に関する調整委員会」（調整委員会）を設置しています。

調整委員会の権限には、助言・あっせんのほか、地域相談員・広域専門相談員の選任に係る意見具申、障がい者の権利擁護の施策に関する調査審議も含まれています。

調整委員会は 15 人（障がい者団体、家族団体、施設関係団体の代表者 6 人、福祉、教育、雇用及び医療分野の有識者 6 人、大学教授や弁護士などの公益的な立場の者 3 人）で構成されています。

平成 27 年度には、相談事案に関する申立てはありませんでした。

### 4 普及・啓発活動の実施状況

条例の普及、啓発活動としては、関係団体、各市町村の研修会等を中心に広域専門相談員を講師として派遣し、条例の周知に取り組みました。

平成 27 年度は計 19 回（受講者 572 人）の研修を実施しています。

県職員に対しても障がいの特性と必要な配慮について周知するため、広域専門相談員が庁内研修を実施しました。

#### 条例施行後の周知の状況（平成 27 年度）

- （1）関係団体の研修会等への講師派遣（計 19 回、受講者 572 人）
- （2）県職員への特定課題研修
- （3）特定相談による普及・啓発等
- （4）改正条例を反映したパンフレット作成（3,000 部）
- （5）県ホームページに条例に関する内容を掲載  
(<http://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/29/jourei.html>)

## 5 今後の課題

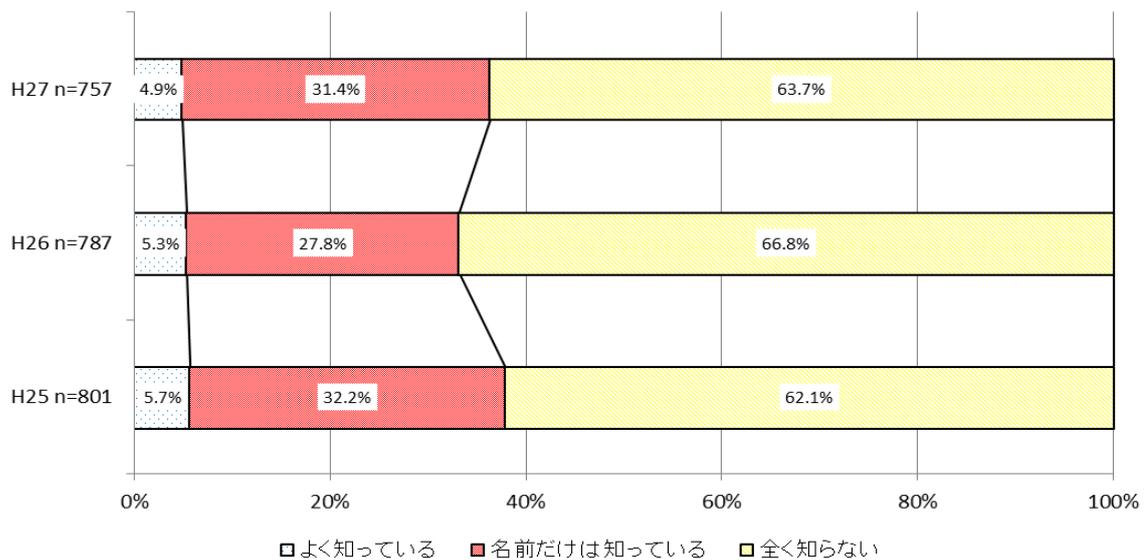
### (1) 条例の周知・啓発について

条例の重要なポイントの一つに県民への理解促進があります。「共に生きる熊本づくり」を実現するためには、より多くの人にこの条例を正しく理解してもらうことが必要です。

県が実施した「2015年県民アンケート」によると、条例の認知度は36.3%であり、まだ十分とは言えません。今後も引き続き県民の皆さんへの有効な啓発活動に努めていきます。

#### 2015年 県民アンケート(平成27年6月実施)

問19 平成24年4月から「障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例」が全面施行されました。この条例を知っていますか。



### (2) 関係機関・団体等とのネットワークの構築について

寄せられた様々な相談に適切かつ迅速に対応するため、今後とも市町村、福祉総合相談所、精神保健福祉センター、公共職業安定所、医療機関など様々な機関との連携を図る必要があります。

また、平成28年4月には障害者差別解消法が施行となったことから、法に規定されている必要な体制整備についても対応していきます。

### (3) より良い対応のあり方と相談員の資質の向上について

相談は電話による対応が中心となっていますが、電話の声だけでは相手の状況が確実に読み取ることはできず、また誤解を与えてしまうおそれもあるため、相談員は相談者の言葉にじっくりと耳を傾け、より丁寧な説明を行い、誤解等が生じないように努めています。

また、相談者の障がい特性上、口頭（音声）よりもメールや手紙（文面）でのやりとりの方が理解しやすい場合などは、特性に応じて相談手段や方法を柔軟に考えながら対応する必要があります。

多種多様な相談に適切かつ迅速に対応するため、地域相談員や広域専門相談員は資質の向上に努めなければなりません。特に相談業務の核となる広域専門相談員は、相談内容に応じた適切な助言、情報提供、関係者間の調整等を行う必要があります。日頃から広域専門相談員としての研鑽に勤め、資質向上を目指していきます。

#### **(4) 特定相談外の対応について**

条例における相談は、不利益取扱い、合理的配慮及び虐待に関する相談（「特定相談」）を対象としていますが、現実的には特定相談以外の様々な相談が多く寄せられています。平成 27 年度の相談類型別相談件数では、特定相談の件数が 46 件 (28.8%)、その他相談の件数が 114 件(71.2%)になっており、昨年度と同様に相談件数の過半数が「その他の相談」となっています。

しかし、「その他の相談」には、障がいに関連する様々な問題が隠れていることもあるため、相談員は相談の入口を狭くせず、幅広く相談を受けよう努めています。

今後も、これらの「その他の相談」についても、関係機関と連携を図りながら、丁寧かつ適切な対応に努めていきたいと考えています。

## 6 4年間の相談状況

条例施行後の4年間（平成24年4月1日から平成28年3月31日まで）の相談状況については、以下のとおりです。

### （1）相談体制

障がい者支援課に広域専門相談員を、各地域に地域相談員を配置しています。地域相談員については、各市町村における身体障害者相談員・知的障害者相談員の委嘱の状況により、人数の変動が生じています。

【表1】相談員の設置状況

		H24	H25	H26	H27
広域専門相談員		4	4	4	4
地域相談員	身体障害者相談員	120	117	107	106
	知的障害者相談員	47	47	45	45
	精神障がいに関する相談員	15	15	15	15
	計	182	179	167	166

### （2）相談件数

相談件数は年々増加傾向にありますが、内訳を見ると、「不利益取扱い」と「合理的配慮」の相談件数はほぼ横ばいとなっており、差別事案が増加しているという傾向にはないようです。「その他」の件数が最も多く、年々増加傾向にあることから、相談件数の増加は、条例の制度の周知の効果が表れてきたものと思われる。

なお、「虐待」の件数の中には、相談者からの聞き取りが進み、障害者虐待防止法への対象事案に切り替えて対応した事案や、既に障害者虐待防止法の対応が進んでいた事案なども含まれています。

【表2】相談件数

	H24	H25	H26	H27
不利益取扱い	11(321)	7(37)	7(82)	15(138)
合理的配慮	17(107)	22(218)	18(142)	23(191)
虐待	9(64)	13(99)	25(179)	8(17)
その他の相談	68(598)	80(304)	113(446)	114(552)
新規計	105(1090)	122(658)	163(849)	160(898)
(継続事案)	—	11(639)	11(498)	18(784)
計(新規+継続)	105(1090)	133(1297)	174(1347)	178(1682)

※括弧内は対応回数。

### (3) 不利益取扱いの内訳

条例では8分野に整理しており、寄せられた相談分野は年度によって違いがありますが、4年間を通してみると、「⑧情報の提供など」に関する相談を除く全分野の相談が寄せられています。

【表3】不利益取扱いの内訳

	H24	H25	H26	H27
① 福祉サービス	1	1	1	3
② 医療	2	2	0	0
③ 商品販売・サービス提供	0	1	2	4
④ 労働者の雇用	3	2	2	4
⑤ 教育	1	0	1	0
⑥ 建物等・公共交通機関の利用	3	0	0	2
⑦ 不動産の取引	1	1	1	2
⑧ 情報の提供など	0	0	0	0
計	11	7	7	15

### (4) 合理的配慮の内訳

合理的配慮の相談については、バリアフリーなどの建物の構造に関する相談よりも、施設職員や店員の接遇に関する相談（人に関するもの）が多くなっています。ルールに関するものは金融機関等の代筆に関する相談が多く寄せられました。

【表4】合理的配慮の内訳

	H24	H25	H26	H27
人に関するもの(窓口対応等)	10	9	11	16
ルールに関するもの(制度、慣行等)	4	9	3	6
物に関するもの(建物の構造等)	3	4	4	1
計	17	22	18	23

## (5) 虐待の内訳

障害者虐待防止法の対象とならない親戚や友人による暴言、病院や学校における暴言などが「心理的虐待」として多く寄せられています。

【表5】虐待の内訳

	H24	H25	H26	H27
身体的虐待	5	2	7	1
心理的虐待	5	10	13	5
放棄・放任	1	0	3	2
性的虐待	2	1	3	0
経済的虐待	2	0	6	0
計	15	13	32	8

※虐待は複合して行われることがあるため、(2)の件数とは一致しない場合がある。

## (6) その他の相談の内訳

その他の相談は様々なものが寄せられており、障がい者福祉施設に対する意見や要望が多くなってきています。本来、条例の特定相談対応外のものですが、相談内容を聴いていくうちに、不利益取扱いや虐待に関する内容が明らかになる場合もあり、幅広く話を聞くように努めています。

【表6】その他の相談の内訳

	H24	H25	H26	H27
友人や近所とのトラブルに関する相談	13	4	2	4
各種手続についての問合せ	12	13	9	21
個別の施設等への意見・要望	5	17	29	33
障がいの定義や特性等についての質問	5	1	1	6
障がい者への適切な対応の方法に関する問合せ	2	3	5	5
条例や障がいについての啓発の要望	2	1	1	3
その他生活に関する内容	29	41	66	42
計	68	80	113	114

## (7) 調整委員会への申立て

4年間で3件(平成24年度2件、平成26年度1件)の申立てが行われました。いずれも広域専門相談員の調整後に行われています。

## 7 施行後3年を目途とした条例の見直し

平成27年度は、条例施行から丸3年を経過し、条例に規定する施行後3年を目途とした見直しを行いました。

これは、条例の制定後（H23.7）に障害者差別解消法等が制定されたことから、これらの関係法令等との整合を図ったものです。具体的には、①「障害者」の定義の見直し、②節の名称の見直し、③例示規定の見直し、④身体的虐待に関する規定の見直しを行いました。

改正条例の施行日は、平成28年4月1日です。

### 【見直しの概要】

	項目	改正の方向性
①	「障害者」の定義（例示部分）の見直し （第2条関係）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者基本法、障害者差別解消法の定義規定に合わせて「発達障害」を追加する。</li> <li>・障害者総合支援法の改正、難病法の制定を踏まえて「難病による障害」を追加する。</li> </ul>
②	節の名称の見直し （第2章第1節関係）	障害者差別解消法が「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」とを併せて条の見出しで「障害を理由とする差別の禁止」と規定していることに合わせて、節の名称を「障害を理由とする差別の禁止」に改める。
③	例示規定の見直し （第8条関係）	<p>不利益取扱いとならない合理的な理由がある場合の例示規定を次のように見直す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合理的な理由の範囲が拡大解釈されないように、「おそれがある」を削る。（第4号）</li> <li>・改正障害者雇用促進法の趣旨を踏まえて、合理的配慮の提供義務を明記する。（第5号、第6号）</li> </ul>
④	身体的虐待に関する規定の見直し （第10条関係）	障害者虐待防止法における身体的虐待に関する規定に合わせて、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」を加える。

## 終わりに

条例施行から丸3年を経過し、平成27年度の相談件数は、ほぼ平成26年度と同数でした。条例施行以来、年々増加傾向にあった相談件数ですが、相談窓口の存在について、障がいのある人や関係団体において一定程度の認知を得られた結果ではないかと考えています。ただ、県民における条例の認知度は大きく向上してはならず、引き続き、条例の周知啓発に努めていく必要があります。

平成28年4月1日から、障害者差別解消法が施行され、県外事案についても法律により対応できることとなります。また、法律では、「地方公共団体は相談及び紛争の防止制度等のための体制の整備を図る」とされていますが、新たな設置を規定してはいないため、条例による現行の相談制度と調整委員会が中心となって、法律に規定する役割も担っていくこととなります。

県民の障がいへの理解が深まり、そして障がいのある人への差別の解消に向けた取り組みがより一層推進されるよう、今後も関係機関との連携を進めながら、適切な相談対応、県民への周知啓発に努め、「共に生きる熊本」づくりを推進していきます。

## 資料編

### 障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例

#### 目次

第1章 総則(第1条―第7条)

第2章 障害者の権利擁護

第1節 障害を理由とする差別の禁止(第8条・第9条)

第2節 虐待の禁止(第10条)

第3節 障害を理由とする差別等に関する相談(第11条―第15条)

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み(第16条―第20条)

第3章 県民の理解の促進(第21条)

第4章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条)

第5章 雑則(第23条・第24条)

附則

私たちが住む熊本県では、先人のたゆまぬ努力により、共に支え合い、助け合う地域社会が築かれてきた。しかしながら、その地域社会には、障害者が障害を理由として差別を受けたり、障害への配慮がないため暮らしにくさを感じたりするなど、依然として、障害者にとって地域での安心した生活が妨げられている状況がある。

これまで、障害者への理解を深める様々な取組が行われてきたにもかかわらず、このような状況が続く背景には、障害者の社会参加を制約している物理的な障壁あるいは障害者に対する偏見や誤解といった意識上の障壁など、様々な社会的障壁がある。今、私たちには、障害者を取り巻くこれらの障壁を取り除く取組が求められている。

国内外において、障害者の権利を擁護する意識が高まりつつある中で、熊本県においても、障害を理由とした差別をなくし、社会的障壁を取り除く取組を促進し、障害のある人もない人も、一人一人の人格と個性が尊重され、社会を構成する対等な一員として、安心して暮らすことのできる共生社会を実現しなければならない。

ここに、この使命を強く自覚し、県民一人一人が力を合わせて、こうした社会を着実に築き、次の世代に引き継いでいくことを目指して、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### (目的)

第1条 この条例は、障害者に対する県民の理解を深め、障害者の権利を擁護するための施策(以下この章及び第22条第1項において「障害者の権利擁護等のための施策」という。)に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び県民の役割を明らかにするとともに、障害者の権利擁護等のための施策の基本となる事項を定めることにより、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に推進し、もって全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第2条 この条例において「障害者」とは、身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、

難病による障害その他の心身の機能の障害(以下「障害」という。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

- 2 この条例において「社会的障壁」とは、障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(基本理念)

第3条 障害者の権利擁護等のための施策は、全ての障害者が、障害者でない者と等しく基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、自らの意思によって社会経済活動に参加し、自立した地域生活を営む権利を有すること及び何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならないことを踏まえ、全ての県民が各々の役割を果たすとともに、相互に協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念にのっとり、障害者の権利擁護等のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村と連携し、かつ、協力して、障害者の権利擁護等のための施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

- 2 県は、市町村が障害者の権利擁護等のための施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、第3条に規定する基本理念にのっとり、障害者に対する理解を深めるとともに、県又は市町村が実施する障害者の権利擁護等のための施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第7条 県は、障害者の権利擁護等のための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 第2章 障害者の権利擁護

### 第1節 障害を理由とする差別の禁止

(不利益取扱いの禁止)

第8条 何人も、次に掲げる行為(以下「不利益取扱い」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者に社会福祉法(昭和26年法律第45号)第2条第1項に規定する社会福祉事業に係る福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、福祉サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (2) 障害者に障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービスを提供する場合において、障害者に対して、同条第16項に規定する相談支援が行われた場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、障害者の意に反して同条第1項に規定する厚生労働省令で定める

施設若しくは同条第 11 項に規定する障害者支援施設への入所を強制し、又は同条第 15 項に規定する共同生活援助を行う住居への入居を強制すること。

- (3) 障害者に医療を提供する場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為
- ア 障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ない必要があると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、医療の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
  - イ 法令に特別の定めがある場合を除き、障害を理由として、障害者が希望しない長期間の入院による医療を受けることを強制し、又は隔離すること。
- (4) 障害者に商品を販売し、又はサービスを提供する場合において、障害者に対して、その障害の特性により他の者に対し提供するサービスの質が著しく損なわれると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、商品の販売若しくはサービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (5) 労働者の募集又は採用を行う場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもおこなうとしようとする業務を障害者が適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、募集若しくは採用を行わず、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (6) 障害者を雇用する場合において、障害者に対して、その障害の特性に配慮した必要な措置を講じてもおこなう業務を適切に遂行することができないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、賃金、労働時間その他の労働条件、配置(業務の配分及び権限の付与を含む。)、昇進、降格、教育訓練若しくは福利厚生について不利益な取扱いをし、又は解雇すること。
- (7) 障害者に教育を行う場合において、障害者に対して行う次に掲げる行為
- ア 障害者の年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた十分な教育が受けられるようにするために必要な指導又は支援を講じないこと。
  - イ 障害者又はその保護者(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 16 条に規定する保護者をいう。第 16 条第 2 項において同じ。)への意見聴取及び必要な説明を行わないで、就学させるべき学校(同法第 1 条に規定する小学校、中学校又は特別支援学校(小学部及び中学部に限る。))を指定すること。
- (8) 障害者が不特定かつ多数の者の利用に供されている建物その他の施設又は公共交通機関を利用する場合において、障害者に対して、建物その他の施設の構造上又は公共交通機関の車両、自動車、船舶及び航空機の構造上やむを得ないと認められる場合、障害者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、建物その他の施設若しくは公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。
- (9) 不動産取引を行う場合において、障害者又は障害者と同居する者に対して、建物の構造上やむを得ないと認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、不動産の売却若しくは賃貸、賃借権の譲渡若しくは賃借物の転貸を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(10) 障害者から情報の提供を求められた場合において、障害者に対して、当該情報を提供することにより他の者の権利利益を侵害するおそれがあると認められる場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(11) 障害者が意思を表示する場合において、障害者に対して、障害者が選択した意思表示の方法によっては障害者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合その他の合理的な理由がある場合を除き、障害を理由として、意思の表示を受けることを拒み、又はこれに条件を付し、その他不利益な取扱いをすること。

(社会的障壁の除去のための合理的な配慮)

第9条 社会的障壁の除去は、それを必要としている障害者が現に存し、かつ、その実施に伴う負担が過重でないときは、それを怠ることによって障害者の権利利益を侵害することとならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮(第11条第1項において「合理的配慮」という。)がされなければならない。

#### 第2節 虐待の禁止

第10条 何人も、障害者に対し、次に掲げる行為(次条第1項において「虐待」という。)をしてはならない。

- (1) 障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- (2) 障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- (3) 障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- (4) 障害者を養護する責任がある場合において、障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他養護を著しく怠ること。
- (5) 障害者の財産を不当に処分することその他当該障害者から不当に財産上の利益を得ること。

#### 第3節 障害を理由とする差別等に関する相談

(特定相談)

第11条 何人も、県に対し、不利益取扱い、合理的配慮又は虐待に関する相談(次項及び第14条第1項において「特定相談」という。)をすることができる。

2 県は、特定相談があったときは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 特定相談に応じ、関係者に必要な助言、情報提供等を行うこと。
- (2) 特定相談に係る関係者間の調整を行うこと。
- (3) 関係行政機関への通告、通報その他の通知を行うこと。

(地域相談員)

第12条 県は、次に掲げる者に、前条第2項各号に掲げる業務の全部又は一部を委託することができる。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第12条の3第3項に規定する身体障害者相談員
- (2) 知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の2第3項に規定する知的障害者相談員

(3) 障害者に関する相談又は人権擁護について知識又は経験を有する者のうち知事が適当と認める者

2 知事は、前項第3号の者に委託をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(第22条に規定する熊本県障害者の相談に関する調整委員会をいう。以下この節及び次節において同じ。)の意見を聴かなければならない。

3 第1項の規定による委託を受けた者(以下「地域相談員」という。)は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 地域相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(広域専門相談員)

第13条 知事は、第11条第2項各号に掲げる業務を行わせるため、障害者の福祉の増進に関し優れた識見を有する者のうちから、広域専門相談員を委嘱することができる。

2 知事は、前項の規定により委嘱をしようとするときは、あらかじめ、熊本県障害者の相談に関する調整委員会の意見を聴かなければならない。

3 広域専門相談員は、中立かつ公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。

4 広域専門相談員は、この条例に基づき業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その業務に従事する者でなくなった後においても、同様とする。

(指導及び助言)

第14条 地域相談員は、特定相談について、必要に応じ、広域専門相談員に対し、指導及び助言を求めることができる。

2 広域専門相談員は、前項の規定による求めがあったときは、適切な指導及び助言を行うものとする。

(連携及び協力)

第15条 専門的知識をもって障害者に関する相談を受け、又は人権擁護を行う者は、知事、地域相談員及び広域専門相談員と連携し、この条例による施策の実施に協力するよう努めるものとする。

第4節 不利益取扱いに該当する事案の解決のための仕組み

(助言又はあっせんの求め)

第16条 不利益取扱いを受けたと認める障害者は、知事に対し、当該不利益取扱いに該当する事案(以下この条及び次条において「対象事案」という。)の解決のための助言又はあっせんを行うよう求めることができる。

2 対象事案に係る障害者の保護者、後見人その他の関係者は、前項に規定する求めをすることができる。ただし、当該求めをすることが障害者の意に反することが明らかであると認められるときは、この限りでない。

(助言又はあっせん)

第17条 知事は、前条第1項又は第2項の規定による求めがあったときは、熊本県障害者の相談に関する調整委員会に対して助言又はあっせんを行うよう求めるものとする。

2 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、前項の規定による求めがあったときは、助言若しくはあっせんの必要がないと認めるとき、又は対象事案の性質上助言若しくはあっせんをすることが適当でないときを除き、助言又はあっせんを行うものとする。

- 3 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、助言又はあっせんのために必要があると認めるときは、対象事案の関係者に対し、助言又はあっせんを行うために必要な限度において、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。
- 4 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、対象事案の解決に必要なあっせん案を作成し、これを関係当事者に提示することができる。

(勧告)

第 18 条 熊本県障害者の相談に関する調整委員会は、あっせん案を提示した場合において、不利益取扱いをしたと認められる者が正当な理由がなく当該あっせん案を受諾しないときは、不利益取扱いをしたと認められる者が必要な措置をとるよう勧告することを知事に対して求めることができる。

- 2 知事は、前項の規定による求めがあった場合において、必要があると認められるときは、不利益取扱いをしたと認められる者に対して、必要な措置をとるよう勧告することができる。
- 3 知事は、前条第 3 項の規定により必要な資料の提出若しくは説明を求められた者が正当な理由がなくこれを拒んだとき、又は虚偽の資料の提出若しくは説明を行ったときは、その者に対し、必要な措置をとるよう勧告することができる。

(事実の公表)

第 19 条 知事は、前条第 2 項又は第 3 項の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、規則で定めるところにより、その旨を公表することができる。

(意見陳述の機会の付与)

第 20 条 知事は、前条の規定による公表をしようとするときは、規則で定めるところにより、当該公表に係る者に対し、あらかじめ、その旨を通知し、その者又はその代理人の出席を求め、意見を述べる機会を与えなければならない。

### 第 3 章 県民の理解の促進

第 21 条 県は、障害者に対する県民の理解を深めるため、啓発活動の推進、障害者と障害者でない者との交流の機会の提供、当該交流のための拠点の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

### 第 4 章 熊本県障害者の相談に関する調整委員会

第 22 条 障害者の権利擁護等のための施策に関する重要事項について調査審議するため、熊本県障害者の相談に関する調整委員会(以下「調整委員会」という。)を置く。

- 2 調整委員会は、この条例の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。
- 3 調整委員会は、委員 15 人以内をもって組織する。
- 4 委員は、障害者及び福祉、医療、雇用、教育その他障害者の権利の擁護について優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 委員は、この条例に基づき職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 8 この条例に規定するもののほか、調整委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第5章 雑則

(規則への委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第24条 第13条第4項又は第22条第7項の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

熊本県障害者の相談に関する調整委員会 委員名簿

団体名	氏名
熊本県医師会	理事 伊津野 良治
熊本県精神科協会	副会長 犬飼 邦明
熊本県身体障害者福祉団体連合会	会長 岡部 恵美子
熊本県経営者協会	専務理事 加島 裕士
熊本県手をつなぐ育成会	会長 川村 隼秋
熊本県教育委員会特別支援教育課	課長 栗原 和弘
熊本県自閉症協会	会長 坂口 正浩
熊本県知的障がい者施設協会	会長 武元 典雅
熊本県商工会議所連合会	専務理事 谷崎 淳一
熊本県精神障害者福祉会連合会	会長 津田 史朗
熊本県保育協会	専務理事 福嶋 義信
熊本県ろう者福祉協会	常務理事 松永 朗
熊本市	健康福祉 子ども局長 宮本 邦彦
熊本県弁護士会	弁護士 森枝 大輔
熊本大学	名誉教授 良永 彌太郎

平成 28 年 3 月 31 日現在（五十音順）

**【お問合せ先】**

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局 障がい者支援課 企画調整班  
〒862-8570

熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

(TEL) 096-333-2236

(FAX) 096-383-1739

**【相談窓口】**

広域専門相談員専用連絡先

(TEL) 096-333-2244 (FAX) 096-383-1739

(MAIL) tokuteisodan@pref.kumamoto.lg.jp